

「(仮称)越谷市自治基本条例」制定基本方針

1 趣旨

この基本方針は、「(仮称)越谷市自治基本条例」の制定を目指していくに当たり、基本的考え方及び条例づくりの進め方についての概要を示すものです。

2 自治基本条例とは

自治の基本理念や市政運営の基本原則、市民や事業者の権利・義務などを定めることから、自治体の最高規範とされるもので、いわば「越谷市の憲法」とも言うべきものとなります。他の条例、規則、計画など市政のあらゆる施策は、この条例に基づき実施されることとなります。

3 基本的考え方

(1) 自治基本条例制定の背景

現在、全国の多くの自治体で自治基本条例の制定に向けた検討が行われています。その背景としては、大きく分けて二つの要因があります。

一つは地方分権の進展です。平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方自治体の位置付けが、それまでの国の下請機関的なものから、国と対等な「地方の政府」へと大きく変わりました。そのため、地方自治体にはこれまで以上に主体性を持って、住みよい、魅力あふれるまちづくりを進めていくことが求められています。

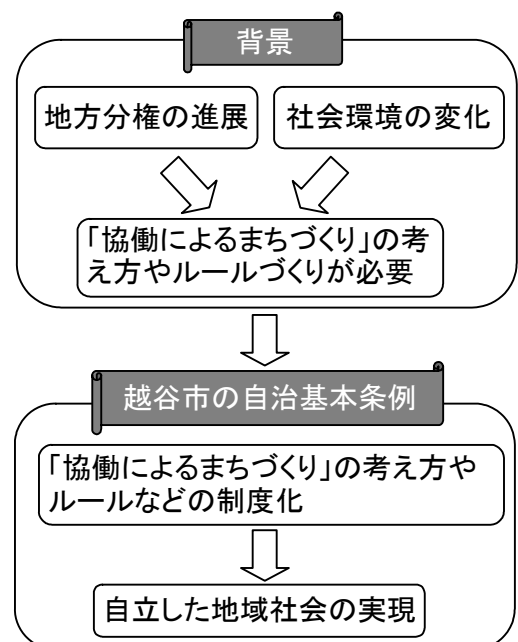
もう一つは社会環境の大きな変化です。市民ニーズやライフスタイルの多様化、そしてコミュニティの希薄化に拍車がかかる一方、少子高齢・人口減少社会の到来など新たな社会問題が生じてきました。そのため、今までどおりの市民と行政との係わり方では、十分に対応できなくなってきました。

そこで、これらの変化に対応し、市民の満足度と地域力を高めていくためには、主権者である市民が互いに協力し、行政と「協働」(注1)してまちづくりに積極的に参画することが重要であり、“市民と行政がどのように協働し、まちづくりを進めていくか”その考え方やルールなどを定める必要性が生じています。

(2) 自治基本条例制定の意義

これからのまちづくりに求められることは、「自らのまちは自らの手でつくる」という意識のもと、市民が主役となって自主的な判断と責任に基づく自主・自立のまちづくりです。越谷市においても、さまざまな方法により市民と行政の「協働によるまちづくり」を積極的に推進しているところであり、これらの仕組みを包括するものが「自治基本条例」と言えます。

越谷市において制定する「自治基本条例」は、「協働によるまちづくり」の考え方やルールなどを制度化し、自立した地域社会を実現するものです。



4 条例づくりの進め方

(1) 市民による検討

自治基本条例は、最高規範性を持たせることにより「自治体の憲法」とも言われており、地域の自治の在り方に大きな影響を与えるものです。したがって、制定に当たっては、市民の意向が十分反映されるべきであると考えています。このことから、公募による市民を中心とした審議会^(注2)を設置し、審議会において白紙の状態から条例案を作成していただきます。行政は、会場や情報の提供など事務局として審議会の活動を支援します。

また、審議会の設置に先立ち、自治基本条例についての講演会を開催するとともに、市民の自主的な参加・運営による勉強会を開催し、多くの市民に理解を深めていただきます。なお、勉強会においては、条例の内容についてだけでなく、その後設置される審議会の運営方法等についても協議していただきたいと考えています。

(2) 行政の検討体制

市長が主宰する政策会議^(注3)で審議会と情報を共有しながら、行政としての考え方をまとめます。

(3) スケジュール

「(仮称)越谷市自治基本条例」は、平成21年3月の制定を目標に、準備を進めていきます。

条例制定の時期については、市民による検討に委ねるものとし、行政としては時期を定めないこととする考え方もありますが、条例の内容を踏まえて、平成21年度から第4次越谷市総合振興計画の策定準備を進める必要があることから、概ね次のスケジュールに沿って進めることとします。

平成19年度		平成20年度	
7月	条例制定基本方針の決定	4月～12月	審議会委員による条例案の作成
8月～1月	講演会及び勉強会の開催		
2月	審議会委員の募集	3月	議会へ条例案提出

5 総合振興計画との関係

総合振興計画は、まちづくりの指針であり、一定期間中に達成すべき目標を設定し、その実現のための施策を体系化したものです。

一方、自治基本条例は、自治体の最高規範であり、自治の基本理念や市政運営の基本原則、市民や事業者の権利・義務などを定めるものです。

このように両者の内容は異なるものですが、総合振興計画は、自治の基本理念や市政運営の基本原則等を定めた自治基本条例を踏まえて、策定する必要があります。このことから、自治基本条例と総合振興計画は、それぞれの特徴に応じた役割分担により、ともに地域のまちづくりを支えていくものと考えています。

注1 「協働」とは・・・市民と行政が共通の目的(例えばまちづくり)を実現するために、それぞれの資源やノウハウを持ち寄り、お互いの役割と責任を明確にしたうえで、対等な立場で活動することであり、市民参加の最も進んだ形態であると言えます。

注2 「審議会」とは・・・地方自治法に基づく附属機関として条例で設置する合議制の機関です。審議会は、市長の諮問に応じて審議等を行い、答申します。また、審議会の委員は、非常勤の地方公務員となります。

注3 「政策会議」とは・・・市の行政運営の基本方針、重要施策等に対する市長の意思決定について助言や審議等を行うもので、市長のほか、副市長、収入役、教育長及び各関係部長等で構成しています。